

「杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の改正案について

条例の制定経緯

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「法」という。）では、地方公共団体の責務として、個人番号の利用について国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施することを求めています。また、社会保障、税、災害対策の分野において、法で定める事務（以下「法定事務」という。）に加え、条例で個人番号を区独自で利用する事務（以下「区独自利用事務」という。）を定めることができることとされています。

そのため区では区民の利便性の向上と、行政事務の効率化を図るため、平成27年12月、区独自利用事務などを規定した「杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、直ちに実施が必要な事務として区独自利用事務を1事務定めました。その後、平成28年3月に条例を改正して、14事務を追加いたしました。

国の動向

国では、法に基づき、平成29年1月からは国等の機関の間で、同年7月からは地方公共団体を含む機関の間で、各機関が保有する個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）について、情報連携を開始することを予定しています。また、国は法定事務に加え、地方公共団体の定める独自利用事務についても、必要な限度で他機関から特定個人情報の提供が受けられるよう準備を進めるとともに、地方公共団体の独自利用事務に関して他機関との情報連携を可能とする範囲の追加を順次進めています。

改正の目的

区では、区独自利用事務について他の地方公共団体等から情報連携を通じて特定個人情報の提供を受けるなど一層の区民の利便性向上と行政事務の効率化を図るため、条例に区独自利用事務を追加いたします。また、新たな区独自利用事務も加えた庁内の複数事務の間における情報連携について定めるため、条例を改正いたします。

改正の概要

条例の別表第1に区の独自利用事務1事務を追加し、全16事務といたします。また、別表第2に同一執行機関内で特定個人情報を利用する事務として、別表1と同じく1事務を追加し、全44事務とするとともに、すでに条例で定めている事務についても、利用する特定個人情報を追加いたします。さらに、別表第3に教育委員会の事務1事務を追加し、全4事務とするとともに、追加する事務について照会・提供する特定個人情報を定めることといたします。

別表第1 個人番号を区独自で利用する事務（追加部分のみ抜粋）

障害者グループホーム家賃助成に関する事務

別表第2 同一執行機関内で特定個人情報を利用する事務（追加部分のみ抜粋）

※網掛けは、すでに条例に規定済みの事務

事務	特定個人情報
身体障害福祉サービス、障害者支援施設への入所等に関する事務	生活保護関係情報
	国民健康保険関係情報
知的障害福祉サービス、障害者支援施設への入所等に関する事務	生活保護関係情報
	外国人生活保護関係情報
	中国残留邦人等支援給付等関係情報
児童育成手当の支給に関する事務	障害者総合支援関係情報
心身障害者福祉手当の支給に関する事務	精神障害者保健福祉手帳関係情報
外国人に対する生活保護に関する事務	国民年金給付関係情報
都結核医療費の助成に関する事務	地方税関係情報
	児童福祉法による療育給付関係情報
障害者グループホーム家賃助成に関する事務	地方税関係情報
	障害者総合支援関係情報
	心身障害者福祉手当関係情報
	難病患者福祉手当支給関係情報
	都重度心身障害者手当関係情報

別表第3 他執行機関との間で特定個人情報を照会・提供する事務（追加部分のみ抜粋）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	日本スポーツ振興センターによる災害共済給付に関する事務	区長	中国残留邦人等支援給付等関係情報
			生活保護関係情報
			外国人生活保護関係情報